

第四十回国会  
衆議院

## 地方行政委員会議録 第二十九号

昭和三十七年四月十三日(金曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

委員長

理事金子 岩三君 理事継続彌三君

理事高田 富興君 理事渡海元三郎君

理事丹羽翁四郎君 理事太田 一夫君

理事阪上安太郎君 理事野口 忠夫君

伊藤 梶君 宇野 宗祐君

小澤 太郎君 大竹 作摩君

久保田円次君 田川 誠一君

津島 文治君 永田 光一君

前田 義雄君 山崎 嶽君

川村 繼義君 松井 亮君

柏村 信雄君

門司 嘉君

出 席 政 府 委 員

内閣官房長官 大平 正芳君

内閣官房副長官 細谷 喜一君

警察庁長官 柏村 亮君

警視監

内閣官房長官 佐久間 肇君

内閣官房副長官 川合 武君

行政事務官

行政事務官 岸 昌君

委員外の出席者

消防庁次長 田上 稲治君

行政事務官

長官

参 考 人

二橋大学教授

参 考 人

早稲田大学教授

参 考 人

東京大学教授

参 考 人

専 門 員

曾根 隆君

専 門 員

専 門 員

専 門 員

専 門 員

専 門 員

専 門 員

専 門 員

専 門 員

専 門 員

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

災害対策基本法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第一三九号)

道路交通法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四六号)

○園田委員長 これより会議を開きます

この際、お詫びいたします。本日は

災害対策基本法等の一部を改正する法

律案について、参考人として、一橋大学

教授田上穂治君及び早稲田大学教授大

西邦敏君の両君の御出席を願い、御意見

を聴取することになりますが、

なお、本日、東京大学教授の小林直樹

君にも参考人として御出席を願い、本

案についての御意見を聴取いたしたい

と存じますが、御異議ありませんか。

○園田委員長 御異議なしと認め、そ

のよう決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そ

のよう決しました。

○小林参考人 ただいま御紹介を受け

ました小林でございます。昨晩急にこ

いたします。

なお、議事の整理上、初めに御意見

をそれぞれ十五分程度に取りまとめて

といふふくらとした疑問を抱いたわけ

であります。しかし、この必要性の認

定の問題は、従来まで慎重に審議され

てこられました立法者の方々の判断に

属しますから、ここで私といたしまし

ては、そのよろなばく然とした疑問を

持つたというだけにとどめまして、論

点に立ち入っていきたいと思います。

この法案が災害、特に異常な災害に

対しまして緊急権的措置をとり得ることを定めた点で、憲法のもとにおいて

一般的な緊急権制度、ノートレヒトに

関する制度を認めるということになり

はしないかというおそれが第二にある

のではないだろうか。これもまた本法

案を読んだときの私の基本的な疑問と

いいますか、問題観といいますか、そ

ういう感じを受けたわけであります

が、言いかえますと、自然の災害を前

提いたしまして、それに対処するた

めに一種の緊急政令の方策を設定する

ことになりますと、この法的手段その

ものが、自然の災害といふ特別な条件

とともに、自然の災害といふ特別な条件

を整備する上にどうしてもこれが必要

だという趣旨は、基本的に理解できる

わけであります、はたして從来まで

事欠くことがあつたらうかどうかとい

うことに若干の疑問を持つたわけでご

ります。つまり、特別にこのよ

うな要件を申し上げますと、現行

憲法のもとにおいて緊急権制度を認め

るということには強い疑問を持つもの

であります、非常災害という特別の

要件のもとにおいては緊急制度を一般

化されはしないかといふ憂慮が生ずる

からであります。しかし、そういうお

のとおいて各条項を読んだ結果、私の結論を申し上げますと、現行

憲法のもとにおいて緊急権制度を認め

るということには強い疑問を持つもの

であります、非常災害という特別の

要件を申し上げますと、現行

憲法のもとにおいて緊急権制度を認め

るということには強い疑問を持つもの

であります、非常災害という特別の

要件を申し上げますと、現行

憲法のもとにおいて緊急権制度を認め

るということには強い疑問を持つもの

であります、非常災害という特別の

要件を申し上げますと、現行

先に申し上げますと、本改正案について

では、これを違憲とする格別のいわれ

はないのではないか。つまり、これから

あとで若干出てきますような個々の

論点について勘査してみましても、こ

れを総体として合憲的なものと見ても、こ

いいのではないかという結論に達した

わけでござります。

私が持つております基本的な疑念

ということをまず先に述べた上で、そ

の疑念に照らしながら個々の条項に触

れていきますと、問題を二つに分けて

見ることができます。どうぞお読みください。

第一点は、本法案の百五条に述べら

れております基本的なワクであります

「非常災害が発生し、かつ、当該災害が

国の經濟及び公共の福祉に重大な影響

を及ぼすべき異常かつ激甚なものであ

る場合において、」という要件を取り出

して見ますと、この基本的なワクは、

人為的な事件あるいは政治的な問題と

は無関係に成り立つ自然災害といふ事

柄の性質上、非常に明確に成り立つも

のであります、このワク内において

ならば、要件さえしばれば、応急対策

のためにはそれが必要である以上、そ

う手段を設けるということは合憲的

にできるのではないかと考えたわけ

あります。つまり非常災害といふ以上、

かつ激甚な要件といふものを前提とす

る限りは、この基本的なワクをはみ出

ないような緊急手段を設けることは、

憲法違反をもつて論ずるわけにはい

ないのじやないだろかと考えるわけ  
であります。

この前提のもとで各要件をながめで参りますと、第二に、緊急権の規定に普通要求されおります慎重な配慮がほぼ十分になされていると考えられます。その一々につきましてはここに私から述べるまでもありませんが、まず、通常緊急権制度に望まれております立憲的制約といいますか、政府の独断ないし恣意を許さないような制約というものは大体ここに尽くされていると考えられます。つまり、災害緊急手段の布告にいたしましても、区域及びその布告をなすべき事態、効力を発する日時といった事柄は、本法百五条の二項において述べられておりますし、国会がなるべく早く事後承認を与えるべきだということの趣旨のことも条文に明らかにされております。特に問題となりますのは緊急政令の点についても、おそらくここでしばられておりますような要件のもとで人権規定に触れるような問題は生じないのでないだらうかと考えられます。目的及びその範囲、さらに時間的な効力、失効要件といふ各条項を検討して参りますと、政令委任をこの程度においてするということは、先ほど申し上げましたような異常災害といふ基本的なワク組みの中においてならば許されるのではないだろうかと考えたわけであります。

御質問等があれば詳しく述べることといたします。これら諸要件を基づいてながめますと、慎重な配慮は十分になさっているといふ点で合意的なものと私はしているといふ点で合意的なものと私はしておきます。ただし最後に、これはすべての立派な政治について基本的な態度であることは憲法が予定しているところの最も重要な価値体系に触れないかどうかといふ点を十分に突きつけましたよ。そもそも緊急手段の位置を立憲体制のもとににおいて取り上げるのは正しいかどうか、特に日本憲法の中においてそれを取り入れていいのが妥当かどうかという問題に触れてくるわけであります。法の形式として、こういう災害という特殊な条件のもとにおいてではあっても、緊急公会議的手段を認めるということが一たん確立されますが、一般的にそういう法律形態が合意であるといふ論理に飛躍しないかどうかという、最初に私が申し立てされますと、一般的にそういう法律形態が合意であるといふことは、常識的にはわかりますけれども、一たん作り上げられました条文をながめますと、おそらくそういうことはないだらうということは、常識的にはわからずけやまつた憂慮はなつかつ残るのはないだらうか。条文をながめますと、は、私どもの世代を考えてさらに長い生命を持ちますし、それは別な条件ともいは別なイデオロギーによつて解釈されるといふこと、常識的にはわからずけやまつた憂慮は完全には払拭できないのじやないだらうか。その意味において、本法でいうところの非常特別災害に限定するということを、審議の過程で

に本法ははれられていません。これがいわゆる憲法であるべき嚴重に解しまして、そこでもう少し詳しくお話をうながしたいと思います。そこで要求されている立憲的な基本原則を、憲法となるべく厳重に解しまして、そのことを感じた次第でござります。

政治に必要なジエラシーと言いますと、憲法をなるべく厳重に解しまして、それを通過されることを私は個人的に期待したいと存じます。たとえば憲法二十九条あるいは二十七条等について、こここの論点でこの法律が触れておりますところの若干の問題がござりますけれども、そうちたものは先ほどあげましたような要件の中で大体慎重に配慮されていると思いますので、ここで省略いたしました。もし問題がありますならば具体的に申し述べたいと考えます。

非常に簡単でありますけれども、とりあえず私の一般的な態度と言いますか、あるいは基本的な考え方を御参考までに述べた次第であります。

○園田委員長 次に田上参考人にお願いいたします。

○田上参考人 この今回の法案につきまして、私は主として問題は百九条の緊急措置のところにあるのではないかと考えております。ところで、この緊急措置の規定は、御承知のようにこの前の臨時国会において御審議になりました法案のこれに該当する条文と比較いたしまして、明らかにその措置の幅とどうか、政令の規定する事項がしばられておる。特に法案百九条第一項の二号、三号でありますと、ごらんの通りでありますと、私は大体この程度に政令の内容の規定事項で限定されてお

【委員長退席、顧議委員長代理着席】

この法案は、経済的な自由に関するものでありまして、国民の一般の政治活動、あるいは広く申しまして人身の自由とか、そういうような点につきましては直接触れていないのであります。憲法調査会におきましても、広く非常事態における特例、特に憲法第三章の人権の保障を制限あるいは停止するということにつきましては、現行憲法のもとでは違憲の疑いが強いのであって、その必要があるならば憲法を改正しなければならないという意見が相当多いでございますが、今回のこの法案につきましては、今申しましたように直接政治活動の自由その他に触れてないでありますて、現行憲法でも、二十二条とか二十九条に出でておりますように、国民の経済生活につきましては特別な公共の福祉の制限が明記されております。これも学問的にいろいろ説が分かれておるのでございますが、私などは、一般的の社会生活、政治生活における自由に比較いたしまして、經濟生活については、今日二十世紀の憲法として、社会的な法治国といふか、社会政策的なあるいは資本主義を修正するから、このような経済的な自由について、一応法律がワクをきめて、こういう緊急事態をおきまして政令の制定必要がある。そういうふうに考えますと認めることであるならば、憲法違反ではなかろう、また憲法改正の必要はむろんないと考えるものであります。

この点で蛇足でござりますが、今小林教授が言われましたように、このような緊急事態における特別な措置を拡大するということになると、程度によりまして現行憲法の基本原則に反するところも起ることになると思つてございます。この憲法の原則としましては、国会が立法権を本来行使するのであって、国会以外の、特に今回の法案にある内閣が政令によつて広い幅の立法権を行なうこととは憲法四十一條の原理に反するのであります。これをもう少し申しますと、政令によつて法律を廃止あるいは変更するということは、憲法の立法に関する原則と矛盾するのであります。また、政令に包括的に立法を法律によって委任するということも、これまた憲法の原理に反すると考へるものであります。かつての終戦前の国家総動員法のような広い幅の立法権の授権を認めるということは、現行憲法のもとではできないと思うのであります。ところが、この問題につきまして、国会が立法権を本来独占するということに關するのでございますが、今回の法案のように政令に通常の形で委任するのではなくて、この法律によりまする政令は、その直後に、臨時国会あるいは参議院の緊急集会におきまして、これを正常な姿の立法に変えなければならぬ、そういう暫定的な措置でござります。国会が必要な立法措置をとることができまるまでの暫定的な措置である。こういうことになりますと、これは通常の場合よりはやや委任の範囲が広い。その意味であるは授権立法と言えるかと思ひますけれども、私は国会の立法権を侵すことにはならないと思うのであります。

また、この政令によりまして、現行の法律の効果が部分的に停止されるような形、廃止はありませんけれども、現行の法令に反するような行政的な措置が可能となるという点でございますが、しかし、これは廃止と、このような効果とは意味が違うのであります。これは現行の法令を維持するために必要なやむを得ないことと見るのです。特例を認めるとは、これは現行法令を廃止するためではなくして、正常な状態に社会を復帰させることによつて、現在の法令を生かすという意味でありますから、国会の立法権を侵すものではない。

条の国会の立法権ということに基  
まして、国会は法律によって相當幅の  
広い立法の権能を大統領の政府に与え  
ることができます。これが正  
常な姿ではなくて緊急事態に対処する  
ためでございますが、純粹な政治的の  
決定の余地を含むよりな裁量で立法の  
権能を大統領に与えることも国会の立  
法権によつて可能である。またイギリス  
におきましては、たとえば一九二〇年の  
年のエマージェンシィ・パワーズ・ペ  
クトなどを見ますと、生活必需物資の供  
給を確保するために政府にかなりの  
の広い立法権、命令を出す機能を与え  
ているのであります。これは自然災害時  
ではなくて、主としてストライキが暴力的  
にして生活必需物資の供給ができないよ  
うなたといふ場合でござりますが、一  
かしこの法律では、ストライキが暴力的  
にわたらない限りこれを罰することとは  
できないとか、また人民にこのために  
労役を負担せしめることはできないとか、  
か、そういうふうな政府の命令のワクを  
をきめまして、そのワクの中で相当広  
い幅で立法権を与えていたのであります  
。またフランスにおきましては、もう少し極  
端といふか、ゆるやかになりますと、  
すが、正常な事態における法の支配、  
これを維持することがかつて逆に生  
秩序を破壊するようなおそれのある提  
出には、いわゆる例外事情のもとにあ  
ける特別な権力といふものを判例は認  
めておりまして、大体これは一九三五年  
年ごろからの判例でござりますが、そ  
うなると、かなり憲法の認める法の支  
配のワク、原則がゆるめられるのであ  
ります。こういうことは一々日本にそ  
のまま持ち込みますと、先ほど小林教  
授が言われましたように、非常事態に

おける権能、ノートレヒトといふやうなものが非常に広く認められることになつて、憲法の民主政治が破壊されるおそれもある。でありますから、私義の国といわれるイギリスにおいても、フランスにおいても、アメリカにおいても、このように通常の平時の場合とは違つて、緊急事態におきましては、今の法の支配、国会の立法権を独占する原則、こういふものがある程度認められるめられて——それが行政当局の権限を乱用するおそれがあるということは警戒しなければなりませんが、しかし、今回の法案のようにそのワクが比較的に明確にされており、特に経済生活に関するものであるということとありますと、憲法違反の疑いはないと考えておるものでございます。

少し時間を持りましたから御質問を伺いまして足りないところを補足したいと思います。

○総務委員長代理 ありがとうございました。

○大西参考人 次に大西参考人にお願いいたしま

るか、これをどう簡単に御参考までに申し上げてみたいと思います。  
今日、すなわち各国では民主政治が入っていったのであります。そのようないで、すなわち三十カ国余りに上る多くの国家で緊急命令が憲法上規定されております。また六十カ国に近い圧倒的多数の国家におきましては、戦争の布告の制度あるいは非常事態布告の制度が採用されております。そして憲法上緊急非常事態に迅速に対処して、その被書を最小限に食いとめようという態勢が諸外国では大体整っているのであります。が、わが国の現行憲法にはこのいづれも認めていない。ことに私は大きな問題点が一つあると考えます。いついかなる緊急非常事態が発生するかもしれない、これが人間社会の常であります。ですから、この緊急非常事態の対策が事前に整備されていることがせひ必要でありますから、私どもは、すみやかに今の憲法を改正して、これが対策を憲法上可能ならしめる必要があると考えております。しかし、緊急命令も戒諒も認めていない現在の憲法でありますからといって、われわれは手をこまねいて非常事態の到来を待つてはいるわけにはいかない。

等の一部を改正する法律案が提出されまして、災害緊急措置が実現の運びになつたことは、私はまことに当を得たものと考えております。

憲法上の問題といたしましては、この法律案が憲法に違反する規定を含まないかという点であります。具体的に申し上げてみますと、第百九条により制定されるこの政令に、財産権の内容を定めるという本来の立法事項を委任することができるかどうかという問題であります。憲法第七十三条の第六号は、法律の委任がある場合にはその委任の範囲内で政令で罰則をも含む立法事項を規定することを認めていると解されるのでありますから、このたびの法律案は憲法違反の疑いはない、かようになります。しかも政令に対する委任は期間も限定しておりますし、また委任の内容、目的及び範囲をこの法律で指定しておりますから、なおさらにはこの法律は憲法違反の疑いはないと言えます。

ただ最後に、私は若干憂慮を持つておりますが、特例であるとは申しながら、少し慎重に過ぎやしないか。国会開会中には、緊急措置を必要とするときになりますと、政令ではできずして立法措置をとらなければならぬ。この立法措置が手間どつて、あるいは時宜を失するというようなことはありやしないか。具体的にそのような事態に直面した場合は、国会におきましては、議員諸公の良識によつて時宜を得た措置がなされるのだと思いますけれども、ただ立法措置をとることが時宜を失するといふようなおそれがあるのではないか、この点は私は若干憂慮している点であります。

以上でござります。

○園田委員長 以上をもつて参考人よりの意見の開陳は終わりました。

○園田委員長 次に、質疑の通告がありますので、これを許します。小澤太郎君。

○小澤(太)委員 憲法との関係につきましては、私どもいろいろ心配しておったわけでござりますが、ただいまの三先生の御意見は、結論的には、いずれも今回のこの法律案は現行憲法の精神に照らして違憲のおそれはないと、いう結論でござりますので、実は安心をいたしました次第でございます。

そこで、参考のために一、二お話を  
をいただきたいと思うのですが、  
が、先ほど田上先生は、主として、國  
民の権利を制限する面において経済活  
動であるといふような点で、これは政  
治活動等のことと違いまして憲法上も  
認められるというお話をございました。  
そこで、まず小林先生にお伺いし  
たいのですが、私も先生の御  
意見通り、このような緊急政令とい  
うものがさらに幅を広げて普遍化する  
ということを十分に警戒しなければな  
らぬと思いますので、このような政令  
が憲法違反でない、現行憲法の範囲内  
において行なわれるとするならば、そ  
の限界をどこに求むべきかという点を  
お聞かせいただきたいと思います。

○小林参考人 私たちの持つております  
今日の憲法が、そもそも緊急権制度  
について何事も語っていないといふこと  
との意味はどこにあるかという問題に  
触れるかと思ひますけれども、ただい  
まの御質問に対しても、そういう根本理  
論からやりますことは大へんであります  
ので、これの結論だけから申し上げ

ますと、憲法が緊急権制度について何事も語っていないというその沈黙の態度は、私は、単にそれは戦前の明治憲法のもとにおける緊急権の制度が人権保障にとってはなはだ危険だといふだけではなくて、もっと積極的に、基本的な人権を守るために法治主義をあくまで貫く必要があるという基本趣旨の上に立ってそういう沈黙を示したのだろうと考えております。そうだといたしますと、これは先ほども田上教授からもお話をありましたように、現行憲法のもとにおいて緊急権制度を一般化するということはできないのじやないか、少なくとも憲法改正を要するのではないかと考えます。それならば、ここで定められておりますよしなら範囲、要件等について、具体的に見るとどうかといえ、先ほど申しましたように、そもそもその対象そのものが基本的な、非常に重大な災害といいうワクの中に設定されている限りにおいて、要件をしほれば、その要件は十分に立憲的なものとして有効に機能し得るものである。

認めてもらしかるべきだと私は考えたわけであります。ですから、法的手続きというものを一般化してしまって、災害というような特殊な対象から外に持ち出して一般化するということは、違憲のおそれが十分にあるだろう。しかし、このワク内において要件をしぼつていくと合憲になり得るだろう、そう考えるわけであります。

もう一つつけ加えますと、これはちよつと大西教授の述べられました点に触れますので、一・二分だけ時間をいただいて私の考え方をつけ加えさせていただきます。

西教授が言われたよるな、今日の審議のものとでもこれを改正して、そういう制度を作つた方が妥当だという見解に達するかと思うのであります。しかし制度を單に制度として比較するといふことは、ほんとうの意味の比較ではなくて、逆に、その制度のもとにあって、それをいかにして具体的に行使されるかという國の事情とか、国民の意識とか、あるいは権力の從来までの意識とか、あるいは緊急権制度は、その比較は格別な慎重な配慮を要するのではないかと私は考えております。それにもかかわらず、緊急事態が生じた場合一体どうなるのか、という疑問はどこまでもつきつて参りますけれども、法治主義の原則を貫いて今日憲法の持つておりますような参議院の緊急集会——見方によつては非常になまぬるい制度しかし、いろいろ点に心配をされる方々が多いと思うのですが、そういう制度のワケをしぼつた仕方での制度を一応認めておるということは、私は合目的的であります。しかし、そのワケをとることは、憲法的には許されないし、政策的にもどうも賛成しがたいと考へております。繰り返しますけれども……。

ござりますので、今後もいろいろお教えをいただきたいと思います。  
もう一つ、大西先生にお伺いしたいと思ひますが、先生が最後につけ加えられた、なほに、国会の開会中等におきまして、国会の法治主義が停滞するといふおそれがあるということございました。そのようなことは万あるまいと思ひますけれども、かりにそういうことがあるといふことが万分の一にも考へられるといふことになりますならば、むしろ非常政令といふものの方が手つとり早いといふような感じがするのでございまして、そのようなことになれば、きわめて重大な問題になるわけでございますが、先生の憲法草案を前からいろいろ拝見しておりますが、先生の草案の第七十条第七項に、政府が法律案の議決が緊急を要するということを宣言した場合には、国会はすみやかに議決をしなければならないというような項目を添えておられます。おそらくこういうときの用意といふことでございましょうが、このようなことをしなければならないというふうに——その実際上の必要性等はあるいはあるかもしませんけれども、そのようなことでもって国会の立法権に対する制限をするといふようなことがやはり必要であるがどうか。緊急非常事態等の、天然災害の場合におきましてもそういうふうにお考そになるかどうか、この点をお教せいいただきたいと思います。

よつて、この非常事態が生じた場合、非常に混乱を生じ、それがやがては公共の福祉を非常に害する結果を招くことになることを、われわれは阻止しなければならない、こう考える。それで非常に急を要するような場合には、政府がその法律案の緊急を宣言した場合には、一定の期間内に国会がこれを議決しなければならぬ——議決しなければならぬというのには、否決もできるし、修正もできるわけである。その点、何も国会の権限を制限しないわけではないので、ただ早く決を出してくれといふ体制まで必要じゃないか、私はかように考えております。

それから問題の政令は、国会開会中であれば、このような政令は出すことができない。立法措置をとらなくちゃならぬ。その立法措置をとる場合に、ただ実際にどういう事態が起こるかもしない。たとえば議事堂が崩壊する事態に参集しようとしてもできないような事態が起こるかもしれない。そういう点もやはり配慮しておかないと、せっかくこのような重大な法律案が制定されたにもかかわらず、実際にはなきにひとしい結果が起こるといふことも私は憂慮する。私ども、そういう非常事態が生じた場合にどうするか、これの対策はぜひ平時において確保されておらなければならぬ、これを痛感するのですから、きょう申し上

○高田(富蔵)委員長代理 松井誠君。  
○松井(誠)委員 小林参考人に最初にお伺いいたしたいと思います。  
私も、この改正案の緊急政令そのもののいろいろよりも、むしろこれが一般化されるとということに、より大きな関心を持つておるわけなんであります。そういう意味で、現在でも警察法には非常事態の宣言というものがあり、あるいはまた自衛隊の緊急出動というものがあり、従つてそういう治安のための緊急政令といふことを認めることによつて、そういう治安のための緊急政令に隣に来ておる、そういう姿になつておると思います。従つて、ことでこういう緊急政令といふことを認めることによつて、憲法の一角をくずす、われわれはそぞろ門を開いてやる、そういうことになりはしないかといふ危惧が一番大きいわけであります。そういうことによつて憲法の一角落をくずす、われわれはそぞろいふことに絶対に手をかねわけにいかないと思います。そういう意味で、先ほど先生がお答えになりましたけれども、あらためてもう少し詳しく述べたいのですけれども、現行憲法では緊急権といふものについて沈黙をしておる。その理由といふよりも、結論だけをお述べになりましたけれども、しかし、それにもかかわらず、この緊急政令といふものは立憲的に機能し得るから、これはいいんだという御説明でありますたが、そうすると、それをもう一つ拡大した治安のためのたとえば緊急政令といふものは、立憲的には機能し得ないのだ、今日の日本の憲法とはそぐわない、などまこといふだと言われる理由といふものを、もう少し詳しくお教えいただきたいと思うのです。

○小林参考人 緊急権制度というのは、御承知の通り実は立憲体制を守るために作られると説明されております。どこの国においても、憲法の基本的な秩序のワク内では処置できないような異常な事態といふものを考えるならば、それに法的に対処できる道を開いておかないと、かえって立憲秩序を壊してしまう。そこならよう可能な可能性があるから、たとえば問題となります緊急政令のようにものにいたしましても、一定の区域を限り、一定の時間限つて、そうして究極的には国会のコントロールのもとに置くといふような仕方でやっていくことが望ましい。そうすることの方があが、いわば立憲秩序を一元的にしていくだけではなくて、一つの円周の外側にもう一つ円周を描いて、合憲的な道を開いて、いつもそこからはみ出ないようにしておくことが、異常事態に対処していく上に望ましいと考えているからだと思います。従来のすべての緊急権制度をめぐる立論の基本的な趣旨は、そういうところにあると思うのですが、これに対しまして、もう一つ非常に重要な事柄は、何といつてもそぞういう例外的非常的な手段であるにもかかわらず、それが権力の乱用といふ憂いを常に帯びているということにあると思います。実際にヒトラーがワイメーレン法をじゅうりんしたときに、彼がナチズムの暴力だけでなく、ワイメーレン法の四十八条でありましたか、大統領制度の緊急権的な制度をまさに利用いたしまして、学者の言葉をかりますと、その橋の上を渡つて政権を奪取して行つたと言われておりますけれども、こういう手近な幾つかの例を見ておきますと、立憲制度を守ると称する緊急権制度そのものが、実は命取りに

なるといふ可能性が非常に大きいわけである。いまして、憂慮すべきことは、廿二年六月の常事態に対処し得るかどうかといふよりも、その名をかりて立憲秩序を根柢からくつがえすおそれの方が大変大きいのではないか。とりわけ国民の名においておきまして、緊急権制度において定められてゐるいろいろな要件を権力の側でじゅうりんしたときに、それをきびしく批判し、もとの正常な立憲体制の状態に返すといふ復原力がないときには、その危険は絶大なものになるのではないだろうか。こういうことを考慮してみますと、今日の日本国憲法について沈黙をして、いるといふことは非常に積極的な意味を持つと私が先ほど申し上げた意味が理解されるのではないだらうか、つまり、法治主義をあくまでも貫き、基本的な人権を尊重するといふ建前のもとで国会が立法権を独占している。この状態は、時には民主主義といふものは時間を食いますし、あるいは非常なむだな労力を要求いたしますから、非常にまだるこしいことがあるかもしませんが、その弊害よりも、緊急事態に訴えて便宜の手段を与えておくということによって生ずる弊害の方が大きいのではないだらうか。国民の立憲体制にいつでも引き戻そっとするところの非常に権力的である復原力がある場合には、なるほど緊急権制度の方が役立つかもしれませんが、乱用の危険がはるかに大きいといふ意味において憲法の精神をくもなづか、あくまでも法治原理を貫いて、多少の時間はかかりましても、国会自身が本的にすべての問題に対処していくこと

いう行き方を守らないようになりますと、治安のための緊急政令というもとで緊急権度を認めない。本憲法が緊急権制度を認めてない。いかにも、それについて沈黙をしておるのは、そういう国民の立憲的な復原力がなと言いますか、そういうものとの関連で緊急権制度といふものを認めないのだ、そういう立憲的な復原力がな限りにおいては認めない。ところが、この改正案にあるような緊急政令ならば、まさに憲法のワク内で立憲的に機能し得るという保障があるから、こいわば特殊例外的な緊急権の制度なんだ、手つとり早く言えばこういうよくな御趣旨になるわけですか。

○小林参考人 私の述べ方が若干つながつたせいもあるかもしれませんけれども、復原力というのは、基本的な人権を守るという趣旨の一つの条件であります。まして、それだけから今言つたような結論が出るわけではなく、やはり法政主義をどこまでも貫くということから緊急体制を持たないという制度になつていくような制度だと思うのです。が、そういう建前で出ているのではなつかれ去るおそれがあるのでないか。もう一つ公次的には、通常の場合に、たとえば戒厳令の例をとつても、わかりますように、戒厳令を具体的に施行し得べき強制権力と言いますが、

もつとはつきり言いますと軍の力といふものが予定されているわけでありますが、日本憲法は、第九条のためにそういう軍をそもそも持たないということがありますので、それとの関連におきましても、フランスやドイツ、あるいは先ほど田上教授からもお話をありましたように、英米等に見られるようなそういう軍事的な意味の緊急権体制というものを初めから予想しなかつたと考えられます。でありますから、人権を守るという線と、第九条の線と、その背後には、さらに先ほど言いましたように国民の状況というようなものと、幾つかの条件が重なり合つて日本憲法が緊急権を持たないということになつてゐるのではないだらうか、そう考えます。

○松井(誠)委員 同じことをお尋ねするわけですが、そうすると、日本憲法では、九条の関係で、軍事力というものを背景にした緊急権制度といふものは予想していない、これはよくわかるのです。そういう意味で軍事力を背景にした緊急権といふのはないといふことは、憲法自体からもわかると思いますけれども、今先生がおっしゃったような法治主義の原則、法の支配ということが憲法の原則であるとすると、この改正案における緊急政令といふものも、そういう意味では例外になると思う。しかし、それにかかわらずこの場合は、立權的に機能し得るからいいんだとおっしゃいますので、ですから、一般的にはいけないのだけれども、なぜこれだけは、いわばこれがぎりぎりの限度として許されるのかという理由、それがどうもまだよくふに落ちないものですから、さらにお話を願いたいと思います。

○小林参考人 たゞいまの御質問は全くもつともだと思ひます。これは最初に申し上げましたように、この法律案の第百五条に示されております通り、「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において」、という基本的なワク組みがありますから、これは政治的な事由とかあるいは人為的事件とは性質が異なる状況のもとにおいて規定されているものだと見てしかるべきではないか。田上教授は、これは經濟的問題といふ側面からとらえられましたけれども、そういった表現はとにかくいたしまして、必要がある限り暫定措置をとり得る前提条件として、人権に触れないような性質の問題だと見ていいのではないかと考えたのが、本國憲法体系の中に、緊急権について述べられておりました。従つて、ここで五百条においては、私はこの緊急権の名における権力の拡大集中を許さない、こういう考えに立つておられるようになります。つまり参議院の緊急集会が限度である。このようにお考えになつたとしてもこれによつて取り締まられることはないだらう。それから経済的情報を手がかりにして、一つ、人権の問題になりますと、繰り返しになりますが、基本的に非常災害という特別な条件のもとで、このワク組みがあります中に、「第一二、一三、書いてござります中には、「第一二、一三、

おきたいと思いますが、ぜひ明確にお伝えいただきたいと思います。それは先生のお書きになりました「日本憲法体系」の中に、緊急権について、「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において」、という基本的なワク組みがありますから、そのお言葉の中にもいろいろすっと書いてございます中には、「第一二、一三、

おきたいと思いますが、ぜひ明確にお伝えください」と思ひます。これが、これも結論だけから申し上げますと、この法案で示されるような緊急権の実質は、治安のための軍隊出動といつた戒厳令的なものの要素を全然含んでおらずか。法の支配の原則を否認することは言ひがたいし、むしろ、その必要性を認められている限りでは、こうした要件のもとで国民生活、国の経済の秩序を維持し、公共の福祉を確保する目的のことで、こういう措置を設定するといふことは認めているのではないだろうか。ただし、その限界、政治的情報を手がかりにして、一つ、人権の問題になりますと、繰り返しになりますが、基本的に非常災害といふ特別な条件のもとで、このワク組みがあります中に、「第一二、一三、書いてござります中には、「第一二、一三、

おきたいと思いますが、ぜひ明確にお伝えください」と思ひます。それは先生のお書きになりました「日本憲法体系」の中に、緊急権について、「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において」、という基本的なワク組みがありますから、そのお言葉の中にもいろいろすっと書いてござります中には、「第一二、一三、

おきたいと思いますが、ぜひ明確にお伝えください」と思ひます。それは先生のお書きになりました「日本憲法体系」の中に、緊急権について、「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において」、という基本的なワク組みがありますから、そのお言葉の中にもいろいろすっと書いてござります中には、「第一二、一三、

おきたいと思いますが、ぜひ明確にお伝えください」と思ひます。それは先生のお書きになりました「日本憲法体系」の中に、緊急権について、「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において」、という基本的なワク組みがありますから、そのお言葉の中にもいろいろすっと書いてござります中には、「第一二、一三、

おきたいと思いますが、ぜひ明確にお伝えください」と思ひます。それは先生のお書きになりました「日本憲法体系」の中に、緊急権について、「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において」、という基本的なワク組みがありますから、そのお言葉の中にもいろいろすっと書いてござります中には、「第一二、一三、

にはかなりな疑義を持つてゐるわけであります。しかし、憲法の解釈において、第九条違反という問題は別といたしまして、積極的にそれが合法的に存在するところの権力手段というものが、要件さえしばつていけば、憲法のワクを破壊するようなものにならないといふ線はありはしないか、理論上あり得るだらう。そういう線の上にありますか、あるいは外にあるかということとは、個々の視点の相違によつて若干異なつてくるのではないかだらうか。私は、かなり疑わしい問題も部分的にはあるかと思うのですが、警察法等については、事柄の性質上、どうしてもそれを認めておかなければ、逆に必要なものさえも——何が必要であるか、そもそも問題の対象になるかもしませんが、どうしても必要な国民の生活のためのぎりぎりの一線といふものを守るような事態のために、警察法が認めているような出動の要件は憲法違反ではないという結論は十分成り立つと思ひます。第九条に關係いたします自衛隊法になりますと、これはもういろいろな価値判断そのほかのものが混入して参りますから、今言つたようにすつかりと言ひ得るかどうか疑問であります。が、私が考えておりますよくな憲法解釈上、大体參議院の緊急集会といふものを中心とした一種の緊急権と言いますが、前緊急権的な手続を認めたワクをなるべくはみ出ないよくな立法措置をきたいと思うわけであります。が、事の性質上、その論点に限つてこれを認め

たわけであります。はなはだ不十分かもしかれませんけれども……。

○田上参考人 ただいまの御質問、私に關係なかつたかと思ひますけれども、御承知のように警察法は、警察の組織に関するものでありますけれども、に対する権利を制限する警察權の發動についての特例を認めた条文は、警察の緊急事態には入つてなかつたと思ひますから、今回のはあまり關係ないよう私考えております。

○松井(誠)委員 今ちょうど田上先生からお答えがありましたので、これは小林先生と田上先生のお一人にお尋ねをしたいのでありますけれども、警察法の非常事態、緊急事態でしたか、その宣言そのものは、今言われたように、警察官の指揮系統が変更されるだけで、国民の権利義務に直接の關係はない。従つて、その限りではとして問題にするほどのことはないと思うのですが、この改正案の災害緊急事態の布告といふのは、いわば緊急政令を出す前提としての意味があると思うのです。従つて、警察法のような緊急政令の前提としての、前の段階としての重要な意味があると思ひますので、その点でちよつとお伺いをいたしたいのですが、国会には諸らなくしてこの布告を発する。そして布告を発してから、緊急集会とかそういうものを求めなくて、

その次の国会で承認を求めるといふことはその承認を求める事後の措置といふもので、緊急政令の場合と違つて非常にゆるやかになつておるわけであります。国会の開会中であるにかかわらず、国会と無関係にこういう布告がなし得ることなど、これは先ほども言いましたけれども、布告そのものは直接の権利義務には関係がありませんが、あとですぐ、布告を出すといふことが緊急政令を出すといふ前提になるといふ意味では、もし一体として考えなければならぬとすれば、この布告といふものもやはり国会の同意にかかるわらしめる、そういう方法が必要なのではないか。そうすることが緊急政令といふものを最小限度にとめるという一つの必要な条件を作つてくるのではないのだろうかということを私は考へるのですが、この点、お二人の御意見を伺いたいと思います。

と、緊急災害対策本部の関係でありますと、ちょうど警察法の緊急事態のように、主として行政当局の組織、体制を幾分強化するということできいまして、直接国民の権利を制限する行政権を発動する、その効果についての特例ではないと思いますから、一応この法案でよろうと私は考えております。憲法第三章の人権の保障との関係という問題になりますと、できるだけ慎重に考えるべきだと思いますが、これは主として百九条の方の問題でありますから、そこに国会の閉会中その他の要件が出ておれば十分だと考えております。

この改正法との関連におきまして、違憲であるかどうかということについてのお教示をいただいたわけであります。が、私は御意見ごともだと思いませんが、そういう面から考えまして、現在の憲法がこの非常権について沈黙を守つておるということ、それが変更されていくといふ懸念が十分ござりますが、そういう面から考えましても、現在の憲法がこの非常権について慎重にやりますから懸念はございませんけれども、いろいろこの思いをめぐらせますと、その面からかえって、あしたに一城タバ一席という形でいく可能性も全然なきにしもあらず、こういう見解に立ちますならば、むしろ憲法におけるままで——これは憲法論になつて恐縮で、少しきが変わつてきますけれども、憲法におきまして、ただいま小林先生あるいは田上先生のおつしやつたような、その精神が盛り込まれた非常権といふものを規定する必要があるのではないか、このように私ども考えます。そのことによつて、また先生の憂慮されておりますような事柄が明確に国民に示される、そうして国会の立法権が尊重される、政府との間の限界が明確になる、こういうふうになると、思ひます。日本の法治主義といふものが貫き通せられて、結局、民主主義を守るといふことになるのではないか、こういうふうに考えますが、その点についての御見解はいかがございましよう。

でもそうでありますように、ほほ同じような根拠から出でてきているわけでありますから、日本国憲法の場合においても、同様な理由で緊急権制度を考えてしかるべきだということはあり得ると思うのです。しかし、その範囲を一体どこに限るかということになりますと、たとえば明治憲法が設定しておきましたような、明治憲法第八条とか、あるいは七十条、十四条の戒厳令、特に終戦の最後まで一度も使われなかつたというよろな大規模な三十一条といったよろなもろの制度があつたわけですが、そりあつた制度を一体どちらぐらい今まで具体的に取り入れれるかということになりますと、その理論的な一線といふものはないわけであります。つまり、ここまでやつたならば最も望ましいといふ線はない。最大限度の非常事態ということを考えれば、明治憲法と同じよう第三十一条まで持つてきても理論上ちつともおかしくないという、そういう主張さえ出てくるのじやないだらうか。そう考えますと、そもそも限界といふものは非常に引きにくい問題だといふことが考えられます。それから、もし非常権を非常に具体的に厳格にしぶって憲法の上に掲げる、だれしも、どんな権力をさえも乱用し得ないよに厳格にしぶるといふことになりますと、今度は、そういう非常権のもので実際にそれによつて乗り越えるよな事態さえも生じなりますから意味を持たなくなるだらう。そななりますと、かえつてその制度そのものが非常にかたいものでありますから意味を持たなくなるだらう。

いとも限らない。逆にこれがルーズになりますと、これは非常に危険であります。まして、いつ何どきでもその条項に基づいて特定の野心家あるいは野心的な思想を持ったグルーピングが、その緊急法を根底から破壊しないとも限らない。繰り返し述べておりますように、緊急権制度の一一番大きな欠陥はそこにありますから、決して憲法を守るための城塞になるときめ込んでしまはずの、どうもできないのじやないだらうか。むしろ、それを破碎する爆弾にもなるのじやないかといふことを考えますと、今日の憲法は非常にあいまいに見えたりあるいはおぼつかないトウモロコシの意図して、そところは非常に高いところにあるのじやないだらうか、私たちはそう思つております。

○園田委員長 小林参考人はよろしくうなづかひますか。——それでは小林参考人。どうもありがとうございます。  
○小澤(太)委員 田上さんにも一つ……。

○田上参考人 実は、先ほどから私も申しましたけれども、緊急権という言葉が確かに今この法案と関係がないわけではありませんが、少し表現がきついような感じもいたします。と申しますのは、広い意味においてはもちろん緊急事態に関する法案でござりますが、緊急権と学問的に考えてよいと思つております。しかしこれを狭い意味で考えますと、緊急権とかあるいは非常事態の法制といふことになりますと、司法権による監督、コントロールがはすされる場合が多いのでござります。たとえば軍隊を持つておる国でありますと、軍法会議のようなそういう特別な裁判所で一般の人民を裁判する

とか、あるいは人身保護の特権を停止せんとするというようなところまできて、法律の支配特に裁判所が、最終的に法律が行なわれているかどうか、国民の権利が十分守られているかどうかといふことを、もはや責任を持って審査をして、これを維持することができなくなる。そこまでくると、これは非常時のためにやむを得ないというわけございますが、非常事態の特別な法制ということになると、これでござります。この現在審議になっております法案は、そこまで極端といふか深刻な法案ではないのでございまして、ただ普通の法律に比べますと、政令に委任している範囲が幾分広い、だからこれはあるいは包摵的な委任の一種である。これを日本憲法で申しますと、九十四条を条例を制定する場合、法律の範囲内において地方公共団体が制定できる。ところが七十三条の方の政令でありますと、罰則などは、法律の委任によって罰則を制定できるのでありますて、この委任という場合と法律の範囲内といふ言葉づかいがございますが、そこにかなりの違いがある。いわばこの今回の法案などは、厳密な意味の委任といふよりはもう少しゆるやかになりますて、むしろこの法律は政令で規定する事項のワクをきめている、むしろ法律の範囲内においてやや独自な立場で自ら的に政府が政令を作ることができるもの、こういう意味合いを持つと思ふのでございます。そなりますと、これは本来厳密な意味の委任とは程度の差であつて、非常緊急事態に対応しましてどの程度に法律のワクをゆるめて、やや広い範囲で政令を個別的な場合に制定することを認めるのか、そういう問題になるかと思うのでござります。

その場合に、先ほどからいろいろ御討論を伺っておりますと、肝心なのはやはり国会のコントロールというものがはたして維持されるかどうかといふ点でございまして、広い範囲で政令を作ることを認め、それに一切まかせてしまって、国会はある何ものか言わないということありますと、いわば立法権の放棄である。憲法が国会をしまつて、国会はある何ものか言わないということありますと、いわば立法機関としたのに、実際はその範囲をきめまして、その範囲ではなく政令というか内閣の方に立法権を渡してしまつて、あとは国会はその限度では憲法上の権限を失う、みずから放棄する、そういうことになりますと、違憲になるのでござります。ところが今回の法案は、そういう点は十分考慮になつております、臨時会の召集あるいは参議院の緊急集会をすみやかに求めて、そこで正常な法律の姿に法令を変えるということになつてゐるところでございますから、国会のコントロールは十分維持されてるのでございまして、その意味で私は、法の支配立ては日本国憲法の四十一条の、国会が唯一の立法機関であるといふの原則が貫かれていると思うのでございまます。考え方としましては、でありますから、私はこの憲法第三章との關係では、この法条もやはり公共の福祉の制限の一つの場合と考えてよからうと田舎であります。公共の福祉といふことを広く考えると、行政権の乱用になるおそれ立場においてお考えになり、法律の程度なれば憲法の趣旨に反しないと、いうことをおきめになるわけでござい

ます。第二は、そのような政令に立法権を付与している法律が合憲かどうかを議論する。第三は、憲法上委任できるか、どの範囲まで政令に委任できるかということがきまるのだとございます。それと憲法の規定の上で明確にするとか、あるいは空間で明確な線を引くということは実は困難であるございます。もちろん抽象的には申し上げられないことはございませんが、必要な程度に応じて幾分その限界は彈力性を持つ、つまり非常災害の規模あるいはその程度によりまして、これに対応する措置も変わつてくるのでございまして、一方で適用される場合を非常に狭くしておきますと、今回の法案のようならこういう場合でありますると、幾分通常の法律が政令に委任する範囲よりは広くなることも憲法上許される、憲法上といらよりもむしろ公共の福祉という立場から認められると思うのでござります。繰り返し申しますが、そうなると、一般的警察関係の法規と同じように、あまりこれをルーズに考える、行政権が乱用されて人権の保障を危うくするという御懸念があると思いますが、この問題は、結局繰り返し申し上げますが、憲法の上では、国会の権威と裁判所の事後の審査、これによって妥当な線を出すべきものと思われるが、この場合の問題は、結局繰り返すような意味合いを持っていてござります。ところで、この法案は国会のコントロールが十分明記されておりますし、また裁判所の審査を排除するような意味合いは持つてない、こう考えますから、その意味において憲法には反しない、こう考えております。

○小澤(太)委員 どうもいろいろ詳く御説明いただきましてありがとうございます。私がお尋ねしたのは、実は少しこの趣旨とは方角が違うわけですが、さいますが、今のような御議論から今まで振り返って、先ほど先生は現行憲法に、非常命令については一切これを規定する必要がないのだというお話をございましたが、先ほど私が申し上げましたような規定を設けた方がかえつていいのではないか、こういうような気がいたしますので、この点についての御見解を伺いたい、こういうことでござります。

○田上参考人 御質問の趣旨を少し取り違えておりまして恐縮でございます。

私は、憲法を改正してそういうふうな規定、いわば今回の緊急措置あるいは緊急政令の根拠を憲法上明確にするという点でござりますと、実はそういうふうに憲法を改正することに反対ではないのでござります。ただし、先ほどから申し上げておりますように、フランスにおきましても、イギリスにおいても、あるいはアメリカにおいても、特別な非常事態についての憲法の根拠なく、実際には法律によって今回の方案よりもはるかに広い範囲の非常時の特例を認めているのでござります。それがよいか悪いかは別にいたしまして、そういうことになりますと、憲法を改正しなくとも、日本の現行憲法の今まで大体非常事態に対処することには支障がない。ただその場合にも、繰り返し申し上げますが、そういった外国の判例なりあるいは制度に

便乗して、それと同じように広い範囲でわが国において非常事態の法制を考えてよろしいかというと、それが適当かどうかということになると、非常にこれは議論の余地があるわけですが、いまして、憲法上は必ずしも私は改正しなくとも不可能でないと考えておりませんが、しかし憲法上可能だといふことが常に適当な立法であるか、政策的に見て適当であるかというと、そろはいかないのでありますと、それはやはり具体的な場合、特に政府が権力を乱用しないようなどいうことを慎重に考えながら、どの程度のワクで非常緊急措置を認めるかということは国会が御決定になるべきであり、また国会の御決定に対してもう一つは裁判所、また学問的にわれわれもいろいろな意見を述べる機会があるかと思ひますと、そういう意味でさしあたつて今すぐここで問題で憲法を改正しなければならないとは考えていないのでございます。

○園田委員長 松井誠君。  
○松井(誠) 委員 田上参考人に二点だけお伺いいたしたいのですが、あと詰まつておりますから、簡単にお尋ねいたします。  
それも今のお答えで大体尽きるかもしれません、一つは、先ほど先生が言われましたこの改正案は経済的な自由の問題なのであって、人身の自由だとか政治的な自由とかいうものに關係がないということを、合意の一つの理由にされたようでありますけれども、治安のためのいわゆる緊急政令といふものが、そういう人身の自由なり政治活動の自由なりといふものに直接關係がある、従つて治安のための緊急政令との改正案が考へておる緊急政令とは、緊急政令一般という形でなくて、やはり相当違うものだ、いわば質的に違うものだというふうに考えていいかどうかということが一点。  
もう一点は、やはり今お答えの中にありましたけれども、他国の制度がこうだからといふことではすぐ日本に持つてくるわけにはいかない——先ほど小林参考人が、ワイメーレル憲法とナチズの例を引かれて申しましたけれども、他国の制度をそのまま日本に持つてくるわけにいかないという理由の一つは、国民のそういう立憲的な小林先生の言葉を使えば復原力、そういうものの関係で考えなければならないのだという理由なのかどうか。その点を一つお教えを願いたいと思います。

○田上参考人　ただいまの御質問であります。一つは、経済生活につきましては現行憲法で公共の福祉の制限を特に明記してござります。御承知のように二十二条とか二十九条で「公共の福祉に反しない限り」とか「公共の福祉に適合するやうに」というふうな言葉が書いてありますと、私どもは実を申しますと小林教授とはちょっと立場が違つて、一般的のたとえは言論、表現の自由などにつきましても、やはり公共の福祉の制限を認めるものでござります。しかしそれは意味が違うので、二十二条、二十九条などにあります経済生活に関する公共の福祉は、かなり幅広い制限を認めるものと考へております。積極的に現状を一そろよくしていくための制限も可能である。ところがそういう政策的な意味の制限ではなくて、二十二条とかその他の一般の自由につきましての公共の福祉といふのは、消極的な現状維持の線であります。この問題はこの法案とちょっと関係がございませんから簡単にいたしますが、そういう意味で警察法規についても私は公共の福祉を根拠にして憲法上説明をしているのでござりますが、その意味合いが違つてゐる。それは現行憲法の規定の上でも区別されいるということ、そしてまたこれは一般の二十世紀の憲法の趨勢でござりますが、外國におきましても、経済的な自由については一般的の政治活動の自由などとは区別している。

ついで申し上げますが、現行憲法の三十二条では「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」とあります。これはアメリカの憲法などにあります生命、

自由または財産を奪われない、こうあると意識的に日本の憲法は違えてある。つまり財産を奪うといふ——その法定手続の保障で、財産を奪われないというところは、日本の憲法に出してないのであります。これは、アメリカの憲法が十八世紀の終わりに作られた条文でありまして、日本の憲法は二十世紀の憲法でありますから、もう時代が変わっている。現在は財産、広く言つて経済生活については生命、自由を奪う場合とは全く違うのであって、相當ゆるやかな保障になつてゐるということがわかると思うのであります。それが今御質問に対する一つの答えであります。

もう一つの点であります。私も松井委員と大体同じような気持でございまして、それはたとえばイギリスなどはもう六百年、七百年という立憲政治の訓練を経ておりますから、御承知のように憲法の明文の規定がなくても、民主政治あるいは法の支配が維持されるのでございます。日本の場合は遺憾ながらまだその程度には達していない。だから憲法の規定の上にどう書いてあるかという条文の字句が避けず議論されまして、明文になければそのことは認められないとか、書いてあるからそうだといふような議論が非常に強いのであります。ところがイギリス、アメリカ——アメリカは成文憲法でございますが、イギリスその他の国々では多くの場合に条文が必ずしもきめ手ではない。そういう国情と日本の制度と同一に論すると誤解を生じやすいのであります。やはり民主政治の歴史が古い国とそうでない国とは事情が違つてゐる。その意味で、先ほどちよつと申し上げましたが、外国の例

は必ずしも無条件に日本に持つてゐることとはできないと考えております。

○園田委員長 門司亮君。

○門司委員 お二人の教授の方の公述を私は十分に聞いておりませんので、あるいは的はずれにならかとも思ひたことだと思いますし、また田上教授

ますが、最初に聞いておきたいと思ひますことは、法律と政令の関係について

では先ほどからいろいろお尋ねのあつたことだと思いますし、また田上教授

からかなり詳細にお話を伺いました

が、問題になりますのは、非常事態が

かりに布告されまして、政令に一応ゆだねます。そして政令でいろいろなこ

とを出して参りますと、それに違反し

た人の行為については必ず罰則が出て

くるだらうと私は思います。そしたら

場合には、これが罰則の適用を受けて

拘束される。それが裁判の結果でなければつきりしたことはわからないこ

とはその通りであります。そしたら

関係と、次にこれが国会に報告され

て、かりに一部分だけでも国会がそろ

いう事態を認めないという立場に立つ

た場合のそれらの人たちの人の保護

は、国家賠償法といふような形でこれ

が補償されるのかどうか、そういう点

を一つお語願いたいと思います。

○田上参考人 罰則の点から申し上げ

ますと、法案に出ておりますように、

これは法律が直接に、政令違反に対し

てどの程度の刑罰を課するかといふこ

とを規定しているわけでございまし

ますが、条例違反に対して条例で罰

する、二年の懲役、十万元の罰金とい

うのが限度でございます。この

点、地方自治法の十四条に基づいて

条例が罰則を制定するということと比較

いたしまして、政令で罰則を認めていることは差しつかえあるまいと思うでございます。ただし、はつきり申しますと、普通の委任よりは法律と政令の関係がこの法案では少しばく然としている。でありますから、その意味では、法律と条例の関係に近いものと申しますが、私は今引例されました地

球で政令を出し、またその違反に対する政令みずから罰則を設けるといら

ことは、憲法上疑問があります。けれども、この政令はその直後に国会に出

て、国会の審査を受け、そして法律に

切りかえができない効力を失うと

なっておりますから、その意味でこの要件がしばられておるので、条例とも違ひ、政令ではありますが、憲法違反ではないと思っております。

それからもう一つ御質問の点の、国

会でその政令にかかる法律ができな

かった場合に、罰則を適用することは

どうなるかといふのでございますが、

これは一応この百九条の第八項に出て

おりますように、その政令が効力を失

う前に行なわれた罰則に触れるような

政令違反の行為については、罰則の適

用を認めることになつておりますが、

それでよろしいのではないかと考えて

おります。これはそうであります

と、いわば国会が臨時国会なり、ある

いは參議院の緊急集会で法律を作らな

かつた場合にさかのぼってその政令が

効力を失つて適用を免れるような結果

になるのであって、そうなりますと、

ございますが、条例違反に対して条例

根本において緊急事態における措置と

の関係をずっと見てみまして、そし

て直ちにここで政令で定めることがで

きるということは、実際はともかく明

確にござりますが、過去にさかのぼ

るようになっております。これは地方自治体が一つの規則をこしらえまして、そこで政令を出し、またその違反に対する政令みずから罰則を設けるといらことは、憲法上疑問があります。けれども、この政令はその直後に国会に出されて、国会の審査を受け、そして法律に切りかえができない効力を失うとなつておりますから、その意味でこの要件がしばられておるので、条例とも違ひ、政令ではあります。憲法違反ではないと思っております。

憲法の範囲でなければ国民の自由といふものはそろ拘束されるべきものではあります。そこを考えております。

こういう議論をいたしておりますと、憲法の範囲でなければ国民の自由といふものはそろ拘束されるべきものではあります。そこを考えております。

憲法の範囲でなければ国民の自由といふものはそろ拘束されるべきものではあります。そこを考えております。

の効力が下にまた規則とかなんとかとあります。そこで、こまかいものは、罰則その他のはここで定めるというようなこと

案といふよりもむしる災害対策基本法の規定を見ますと、非常災害対策本部は、一つの市町村あるいは都道府県の区域でまかなえる、言いければ市町村長なり都道府県知事が災害対策本部をもつてまかならうような程度ではなく、かなり広い地域、でありますから、少なくとも数府県にまたがるようになりますと、それを上回ることが考へられます。つまりお聞きしておきたいと思いま

すことは、この法律で定めておりますのになつておると思います。それは憲法の第九十四条であります。これは憲法の第

九十四条に基づいてこれが有権的なも

のになつておると思います。それは憲

法第九十四条であり、地方自治体でも行政を執行する権能を与えておりま

す。ちょうど憲法の六十五条规定と同じよ

うな、いわゆる内閣に行政権を与えた

のとや似たような形で九十四条に委

託いたしてありますので、ここで法律

にやや近い効力を持つものが私は認められたいと思いますし、また認められていよいよ思います。それは憲法

では問題にならうかと思います。文

章で書けば大した問題ではございませんが、これを実際にどう適用するかと

いうことになりますれば、かりに大正

十二年の震災のように一つの地域でな

くて、他の幾つかの地域が非常に大き

な災害を受けて、全く人心の収攬もつ

かなければ経済の行為も不可能になつ

ておるというような事態にこれを限ら

れるのか、あるいはもう少し小さくし

て伊勢湾台風のようなものまでもこ

に入るのか、こういう問題が当然出で

きはしないか、はなはだ迂遠のことと

うことと同時に、今申し上げましたよ

うな問題については、私もまだささ

か疑問を実は持つておるわけであります

が、つまり憲法七十三条の第六号で法

律の委任によって政令が罰則を設ける

といふのであって、つまり委任する事柄

案といふよりもむしる災害対策基本法

の規定を見ますと、非常災害対策本部

は、大体私どもの理解するところで

ありますから、これで御承知の緊急集

会の場合は、この法律の規定にもそのよ

うなものがござりますが、過去にさかのぼ

りますが、これはかなり実際の問題と

しては問題にならうかと思います。文

章で書けば大した問題ではございませんが、これを実際にどう適用するかと

いうことになりますれば、かりに大正

十二年の震災のように一つの地域でな

くて、他の幾つかの地域が非常に大き

な災害を受けて、全く人心の収攬もつ

かなければ経済の行為も不可能になつ

ておるというような事態にこれを限ら

れるのか、あるいはもう少し小さくし

て伊勢湾台風のようなものまでもこ

に入るのか、こういう問題が当然出で

きはしないか、はなはだ迂遠のことと

うことと同時に、今申し上げましたよ

うな問題については、私もまだささ

か疑問を実は持つておるわけであります

が、つまり憲法七十三条の第六号で法

律の委任によって政令が罰則を設ける

ことができる、あの規定のあそこには違つていいと思うのであります

が、つまり憲法

は大体限られているといふふうに考  
るのでござります。従いまして、この法  
案の百九条でござりますが、もしこれ  
が国会にこの政令を出さない。罰則を  
作つておきながら、それはそのまままで  
あって、出さないといふうなことで  
ありますならば、またその要件におい  
て相当範囲は広いと思ひますが、しかし  
一方で時期的に暫定の措置であるとい  
うことかかなり明確になつております  
から、そういう意味合いでおきまして  
憲法違反ではないと考えるのでござい  
まして、普通の委任の場合、あるいは  
単純な政令にこのような広い範囲で委  
任するということではありますと、憲法  
上は七十三条の第六号の委任とは違つ  
ておる、言いかえれば憲法違反の疑い  
があると考へておるのでござります。  
ただ、繰り返し申し上げますが、この  
政令は御承知の普通の政令ではなく  
て、できるだけ発布いたしました直後  
に国会に出して、そこで正規の法律に  
切りかえることを要するものである。  
その意味で時期的に暫定的なものであ  
り、また国会が十分これを監督し、そ  
の行き過ぎを押さえることができるよ  
うになっておるからよろしいのであつ  
て、そうでなければ、単純な委任だと  
いうだけでは憲法に適合する説明はむ  
ずかしいと考へております。

○阪上委員 私は官房長官にお伺いいたしたいと思います。長官も御案内のよう、この災害対策基本法等の一部改正、これが前国会におきましてはいつた削除、修正の形をとつてきましたのであります。それが今国会で改正案を出すことにつきましては条件がついておつたわけであります。そしてこの条件につきましては去る三月二十四日における六者会談におきまして、自由民主党並びに日本社会党の間で話し合いつついたわけなんであります。そのときの申し合わせ事項によりますと、本法案に対する衆参両院の附帯決議事項については可及的すみやかに立法化する。特に漬甚災害にかかる統一的恒久立法については今国会において、それから個人災害に伴う譲渡法等については次期国会において立法化することに努力する。こういう申し合わせになつておるわけであります。そこでいよいよこの災害基本法の審議がだんだんと煮詰まつて参つたわけなんであります。われわれ首を長くしてこの約束に基づきますところの漬甚地災害の恒久立法が提案されることを待つておるわけなんであります。ところがいまだに出てこないのであります。どういふわけでもこんなにおくれていいのか、われわれは非常に不思議に思つておるのであります。政府の見通しを一つこの際お話し願いたいと思います。

すが、問題が非常に複雑で、今の時占におきまして成案を得ておるといふと、これまで参つております。しかしながら閣といたしましても最終的にそれを取りまとめる基本方針をお示したしまして、副長官を中心に乗り出していただいているおりまして、予定よりは若干おくれておりますけれども、当国会に御提出できるよう今鋭意努力中であると案できるようになります。

○阪上委員 この法案が前国会で通調いたしましたときから三十数回にわたつて激甚地災害恒久立法を出そろつておる。こういうことでござります。常識的に考えてそれだけやれば大余結論が出るのじゃないか、こういうように思うのであります。が、いまだ成案を得てない、こういうことでござります。われわれとの法案を賛成して通した場合のものと考え方といたしまして、この程度のことでは災害基本法としては全くこれは大したことではない、ということでもって、衆参両院とも同じような附帯決議を出し、されませんと、実際問題として基本法を通した価値がないといふように考えて今日まできておるわけなんでああります。従つてあいつた関係立法が整備されませんと、このままでいることは御存じないと、官は、こまかいことは御存じないと、思いますが、一体どんな点でもめているのですか、はつきりこの際お聞かせ願いたいと思います。

いろいろにいきませんと、この災害基本法は工合が悪いのです。このことを長官よくお聞き取りいたして可及的すみやかに御努力願いたい、こういうように考へるわけあります。

それからいま一つ、本院の附帯決議の中に、ただ単に激甚地災害だけでないでございまして、ほかにいろいろあるわけなんあります。その中で、六者会談の中特に必要に考へられておつたのは個人災害補償の問題でございます。これは次国会という話し合いになつております。そこで、それ以外のものとして、地すべりであるとか、あるいは地盤沈下対策であるとか、海岸侵食であるとか、高潮対策、こういったものがあるわけなんあります。地盤沈下につきましての法案は、こういったものに対するところの単独立法の関係はどうなつております。地盤沈下に対するところの問題は、こういつたものに対するところの問題は、どうなつております。地すべりに対するところの問題は、どうなつております。地盤沈下に対するところの問題は、どうなつております。

又は第三号を加え、「云々とあります。こういふらに、第一百三条の第二号、第三号を取り上げまして、この第二号についてはこれを取り上げておらないというはどういう意味であるか伺いたいと思います。

なおつけ加えますが、「同項第五号

中「第一項」を「第二項第一号又は第三号」に改める。これはおそらく何か現行法の誤りがあった、一項でなく二項であるべきものが、第一項となつておったので、この際これを改めようという意味であろうかと思いますが、その場合において、第一項全部ならいいと思いますが、第二号と第三号だけを取り上げておるといふことの意義を伺いたいと思うのでござります。

○柏村政府委員 これは御指摘の通

す。この前の改正の最終段階におきま

して、実は整理の間違いがございまし

たので、その点を事務的に整理し直し

たわけござります。第八十八条の第

一項第五号にござります「第一百三条第

一項の規定により免許を取り消された

日から起算して」というふうに規定し

ておりますが、第三条第一項……。

○富永政府委員 これははつきり申し

上げますと、若干この前ミス・プリン

ト、というよりミスがございまして、

そのため訂正をやつたわけでござ

ります。第一百三条の第二項の第一号は、

身体の障害で自動車等の運転に支障

を及ぼすおそれのあるものが生じたと

きは、当然これは取り消しになるわ

けでござりますので、それから一年を

経過するというのはちょっと無理でな

いからといふことがあります。そういう

意味で今回の機会に訂正をさして

いたいといふのでござります。

○小澤(太)委員 それは先ほど申しま

したようにミスがあつたから——第一

項とあるのは、ほんとうは第二項であ

るべきもののミスであつたから、この

際取り消す、これはよくわかります。

そこでお尋ねしたいことは、第二項

の第一号を除外して、二号、三号を取

りますのは、御承知のように第一号

は「第八十八条第一項第三号に該当す

るに至らない程度の身体の障害で自動

車等の運転に支障を及ぼすおそれのあ

るもののが生じたとき」とあり、この第

八十八条第一項第三号は「前号に掲げ

る者のか、政令で定める身体の障害

のある者」この程度に至らない者で、

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれ

のあるものが生じた場合に、これに対

して免許の取り消しまたは停止を行な

われるということです。そし

て、実は整理の間違いがございまし

たので、その点を事務的に整理し直し

たわけござります。第八十八条の第

一項第五号にござります「第一百三条第

一項の規定により免許を取り消された

日から起算して」というふうに規定し

ておりますが、第三条第一項……。

○富永政府委員 これははつきり申し

上げますと、若干この前ミス・プリン

ト、というよりミスがございまして、

そのため訂正をやつたわけでござ

ります。第一百三条の第二項の第一号は、

身体の障害で自動車等の運転に支障

を及ぼすおそれのあるものが生じたと

きは、当然これは取り消しになるわ

けでござりますので、それから一年を

経過するというのはちょっと無理でな

いからといふことがあります。そういう

意味で今回の機会に訂正をさして

いたいといふのでござります。

○小澤(太)委員 それは先ほど申しま

したようにミスがあつたから——第一

項とあるのは、ほんとうは第二項であ

るべきもののミスであつたから、この

際取り消す、これはよくわかります。

そこでお尋ねしたいことは、第二項

の第一号を除外して、二号、三号を取

りますのは、御承知のように第一号

は「第八十八条第一項第三号に該当す

るに至らない程度の身体の障害で自動

車等の運転に支障を及ぼすおそれのあ

るもののが生じたとき」とあり、この第

八十八条第一項第三号は「前号に掲げ

る者のか、政令で定める身体の障害

のある者」この程度に至らない者で、

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれ

のあるものが生じた場合に、これに対

して免許の取り消しまたは停止を行な

われるということです。そし

て、実は整理の間違いがございまし

たので、その点を事務的に整理し直し

たわけござります。第八十八条の第

一項第五号にござります「第一百三条第

一項の規定により免許を取り消された

日から起算して」というふうに規定し

ておりますが、第三条第一項……。

○富永政府委員 これははつきり申し

上げますと、若干この前ミス・プリン

ト、というよりミスがございまして、

そのため訂正をやつたわけでござ

ります。第一百三条の第二項の第一号は、

身体の障害で自動車等の運転に支障

を及ぼすおそれのあるものが生じたと

きは、当然これは取り消しになるわ

けでござりますので、それから一年を

経過するというのはちょっと無理でな

いからといふことがあります。そういう

意味で今回の機会に訂正をさして

いたいといふのでござります。

○小澤(太)委員 大型自動車を今お

話されましたような規格でもつてきま

す。その根拠と申しますか、第一条によ

りますと、車体の大きさ及び構造並び

にあります。

○小澤(太)委員 それは先ほど申しま

したようにミスがあつたから——第一

項とあるのは、ほんとうは第二項であ

るべきもののミスであつたから、この

際取り消す、これはよくわかります。

そこでお尋ねしたいことは、第二項

の第一号を除外して、二号、三号を取

りますのは、御承知のように第一号

は「第八十八条第一項第三号に該当す

るに至らない程度の身体の障害で自動

車等の運転に支障を及ぼすおそれのあ

るもののが生じたとき」とあり、この第

八十八条第一項第三号は「前号に掲げ

る者のか、政令で定める身体の障害

のある者」この程度に至らない者で、

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれ

のあるものが生じた場合に、これに対

して免許の取り消しまたは停止を行な

われるということです。そし

て、実は整理の間違いがございまし

たので、その点を事務的に整理し直し

たわけござります。第八十八条の第

一項第五号にござります「第一百三条第

一項の規定により免許を取り消された

日から起算して」というふうに規定し

ておりますが、第三条第一項……。

○富永政府委員 お尋ねしたいことは、第二項

の第一号を除外して、二号、三号を取

りますのは、御承知のように第一号

は「第八十八条第一項第三号に該当す

るに至らない程度の身体の障害で自動

車等の運転に支障を及ぼすおそれのあ

るもののが生じたとき」とあり、この第

八十八条第一項第三号は「前号に掲げ

る者のか、政令で定める身体の障害

のある者」この程度に至らない者で、

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれ

のあるものが生じた場合に、これに対

して免許の取り消しまたは停止を行な

われるということです。そし

て、実は整理の間違いがございまし

たので、その点を事務的に整理し直し

たわけござります。第八十八条の第

一項第五号にござります「第一百三条第

一項の規定により免許を取り消された

日から起算して」というふうに規定し

ておりますが、第三条第一項……。

○富永政府委員 お尋ねしたいことは、第二項

の第一号を除外して、二号、三号を取

りますのは、御承知のように第一号

は「第八十八条第一項第三号に該当す

るに至らない程度の身体の障害で自動

車等の運転に支障を及ぼすおそれのあ

るもののが生じたとき」とあり、この第

八十八条第一項第三号は「前号に掲げ

る者のか、政令で定める身体の障害

のある者」この程度に至らない者で、

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれ

のあるものが生じた場合に、これに対

して免許の取り消しまたは停止を行な

われるということです。そし

て、実は整理の間違いがございまし

たので、その点を事務的に整理し直し

たわけござります。第八十八条の第

一項第五号にござります「第一百三条第

一項の規定により免許を取り消された

日から起算して」というふうに規定し

ておりますが、第三条第一項……。

○富永政府委員 お尋ねしたいことは、第二項

の第一号を除外して、二号、三号を取

りますのは、御承知のように第一号

は「第八十八条第一項第三号に該当す

るに至らない程度の身体の障害で自動

車等の運転に支障を及ぼすおそれのあ

るもののが生じたとき」とあり、この第

八十八条第一項第三号は「前号に掲げ

る者のか、政令で定める身体の障害

のある者」この程度に至らない者で、

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれ

のあるものが生じた場合に、これに対

して免許の取り消しまたは停止を行な

われるということです。そし

て、実は整理の間違いがございまし

たので、その点を事務的に整理し直し

たわけござります。第八十八条の第

一項第五号にござります「第一百三条第

一項の規定により免許を取り消された

日から起算して」というふうに規定し

ておりますが、第三条第一項……。

○富永政府委員 お尋ねしたいことは、第二項

の第一号を除外して、二号、三号を取

りますのは、御承知のように第一号

は「第八十八条第一項第三号に該当す

るに至らない程度の身体の障害で自動

車等の運転に支障を及ぼすおそれのあ

るもののが生じたとき」とあり、この第

八十八条第一項第三号は「前号に掲げ

る者のか、政令で定める身体の障害

のある者」この程度に至らない者で、

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれ

のあるものが生じた場合に、これに対

して免許の取り消しまたは停止を行な

われるということです。そし

て、実は整理の間違いがございまし

たので、その点を事務的に整理し直し

たわけござります。第八十八条の第

一項第五号にござります「第一百三条第

一項の規定により免許を取り消された

日から起算して」というふうに規定し

ておりますが、第三条第一項……。

○富永政府委員 お尋ねしたいことは、第二項

の第一号を除外して、二号、三号を取

りますのは、御承知のように第一号

は「第八十八条第一項第三号に該当す

るに至らない程度の身体の障害で自動

車等の運転に支障を及ぼすおそれのあ

るもののが生じたとき」とあり、この第

八十八条第一項第三号は「前号に掲げ

る者のか、政令で定める身体の障害

のある者」この程度に至らない者で、

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれ

のあるものが生じた場合に、これに対

して免許の取り消しまたは停止を行な

われるということです。そし

て、実は整理の間違いがございまし

たので、その点を事務的に整理し直し

たわけござります。第八十八条の第

一項第五号にござります「第一百三条第

一項の規定により免許を取り消された

日から起算して」というふうに規定し

ておりますが、第三条第一項……。

○富永政府委員 お尋ねしたいことは、第二項

の第一号を除外して、二



行なう年令の引き上げあるいは経験年数というよりな處からのがれていて、しまつわけございまして、やはり将来の問題としてだんだん機械も発達し、また試験等あるいは訓練等において十分配慮されていった場合に、だんだん高まっていくといふことも傾向とすることはあり得るかと思ひますが、直ちにこの年令引き上げをするから、五トンでは酷だから六トンにするといふことは、少し無謀ではないかと思ひます。それらは、たとい年令が二十一才にならなくとも、あるいは経験年数が足りないから、これは既得権として運転ができるようになりますから、直ちに非常に支障を来たすという問題は起つて参らないと思いますし、将来の給源というようなことにつきましては、各都道府県等におきましても、十分にそういう養成機関についての配慮等も考慮するようにして参りたいと思つております。急激な影響といふものはそういう意味において防げると思ひますし、将来についてはまたこれについての配慮を要するものがある、こう考えておるわけであります。

○小澤(太)委員 急激な影響はないということでございますが、五トン、五トン半というものが非常に数多く使用されておつて、将来それが運転手を必要とする度合いも相当高いでしようし、また五トン、五トン半というのを使っておりまして業者の形態から申しましても、比較的の中小の業者が使っておると考えられますので、そういう人たちが新しく運転者を雇用する場合に、非常にむずかしくなるというような事情があるよう聞いております。これにつきましては、今後におきましても十分

いろいろな面での御配慮が必要であらうかと存じます。

もう時間が参りましたので、実はまだいろいろ伺いたいと思っておりますが、きょうはこれで私の質問を一応打ち切らせていただきます。

○園田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

昭和三十七年四月十九日印刷

昭和三十七年四月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局